

(目的)

第1条 この基準は、日本郵政共済組合（以下「組合」という。）における被扶養者の認定及び認定取消について、国家公務員共済組合法及び同施行規則に定める被扶養者の認定等を公平かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(被扶養者の範囲)

第2条 この基準でいう被扶養者とは、次の各号に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一の世帯に属する次の者
 - ア 三親等内の親族で(1)に掲げる者以外の者
 - イ 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実上の配偶者」という。）
 - ウ 組合員の事実上の配偶者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続き組合員と同一の世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、被扶養者にならない。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による後期高齢者医療の被保険者及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者
- (2) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者又はその組合員若しくは被保険者の被扶養者
- (3) 組合員以外の者がその者に係る扶養手当又はこれに相当する手当を国、地方公共団体その他から受けている者
- (4) 組合員以外に他の扶養義務者がいる場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- (5) 主として組合員の収入により生計が維持されていることを組合が確認できない者
- (6) 住民基本台帳に住民登録されていない者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く
 - ア 外国において留学をする学生
 - イ 外国に赴任する組合員に同行する者
 - ウ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 - エ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、イに掲げる者と同等と認められるもの

(収入の種類及び収入額)

第3条 この基準でいう収入とは、給与、年金（公的年金、企業年金、個人年金、障害年金、遺族年金等非課税扱いの年金等を含む。）、事業、農業、不動産、利子、配当その他の収入、雇用保険法に基づき支給される失業等給付金、健康保険法等に基づき支給される傷病手当金及び出産手当金（付加金を含む。）、組合員以外の者からの仕送り（生計費、養育費等）その他恒常的に得ているすべての収入をいう。

2 この基準でいう収入額とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 被用者の収入額
毎月の給与（通勤交通費等の各種手当を含む）や賞与等を合算した総支給額。必要経費を差し引くことはできない。
- (2) 被用者以外（自営業、農業、不動産、株取引等）の収入額
確定申告書等の総収入から、組合で定める必要経費を差し引いた収入額。
- (3) 公的年金収入額
年金証書、直近の年金額の改定通知書、年金支払通知書等に記載された額。

(被扶養者の申告)

第4条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく被扶養者申告書（以下「申告書」という。）に第5条に規定する書類を添付し組合へ申告しなければならない。

- (1) 被扶養者の要件を備える者があるとき
- (2) 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき
- (3) 被扶養者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の各号のいずれかに該当し後期高齢者医療の被保険者となったとき

(申告書の添付書類)

第5条 組合員は、前条の申告を行うときは、次に掲げる書類のうち組合が求める書類を添付しなければならない。なお、求める書類が日本語以外で記載されているときは、翻訳文の添付を必須とする。

- (1) 組合員と被扶養者の要件を備える者（以下「認定対象者」という。）の生計維持関係を確認する書類
- (2) 認定対象者の収入状況等を証明する書類
- (3) 要件を欠くに至った被扶養者（以下「認定取消対象者」という。）の要件を欠いた事実が発生した日を確認する書類

(申告書の審査)

第6条 組合は、第4条の申告に関する認定対象者又は認定取消対象者の申告書が提出された場合において、前条の規定により提出された書類を審査し、申告内容に疑義があるもの、記載内容が不備なもの又は添付書類が不足しているものがあるときは、申告した組合員への照会、申告書の返戻、必要書類の請求等を行うものとする。また、組合員は組合からの照会、必要書類の提出を求められたときは、回答及び書類を提出しなければならない。

2 組合は、認定対象者に係る申告書を審査の結果、認定対象者を認定できないことが判明した場合は、当該申告を否認とし、組合員へ当該申告書及び提出書類を返却しなければならない。

(申告の取扱)

第7条 組合は、前条の審査において組合が求める必要書類の提出を組合員が正当な理由なく拒否し、又は組合が定めた提出期限までに正当な理由なく提出しない場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) 被扶養者の認定を受けるための申告は否認とする。
- (2) 被扶養者の認定を取り消すための申告は、第19条に規定する手続を準用し被扶養者の認定を取り消す。

(認定対象者の収入要件)

第8条 第2条に規定する「主として組合員の収入により生計を維持する者」とは、認定対象者の収入が次の各号に該当する者をいう。ただし、次の各号に掲げる金額（以下「収入基準額」という。）の範囲内の者であっても、主として組合員の収入によりその者の生計が維持されていることを組合が確認できない場合は、被扶養者として認定しない。

- (1) 年額130万円未満であること。ただし、給与等月を単位として支給されるものである場合は月額108,334円未満、雇用保険の基本手当等日を単位として支給されるものである場合は日額3,612円未満、健康保険等の傷病手当金等日及び月を単位として支給されるものである場合は日額3,612円未満かつ月額108,334円未満であること。
- (2) 収入の全部若しくは一部が障害を支給事由とする公的年金等である者又は60歳以上の者であって収入の全部若しくは一部が公的年金等に係る収入である者については、年額180万円未満であること。ただし、給与等月を単位として支給されるものである場合は月額15万円未満、雇用保険の基本手当等日を単位として支給されるものである場合は日額5,000円未満、健康保険等の傷病手当金等日及び月を単位として支給されるものである場合は日額5,000円未満かつ月額15万円未満であること。

2 前項の規定に該当する場合であっても、認定対象者に配偶者があるときは、認定対象者と配偶者の収入を合算した収入金額が次の各号に該当するときは被扶養者として認定しない。

- (1) 認定対象者とその配偶者がともに60歳未満で障害を支給事由とする公的年金を受給していない者又は60歳以上で公的年金を受給していない者
両者の収入を合算した収入金額が260万円以上となるとき。

(2) 認定対象者とその配偶者のいずれかが、障害を支給事由とする公的年金を受給している者又は60歳以上で公的年金を受給している者

両者の収入を合算した収入金額が310万円以上となる時。

(3) 認定対象者とその配偶者がともに60歳未満で障害を支給事由とする公的年金を受給している者又は60歳以上でいずれも公的年金を受給している者

両者の収入を合算した収入金額が360万円以上となる時。

(収入月額が一定でない場合の認定要件)

第9条 収入月額が一定でない者を認定対象者とする申告があった場合は、組合は、事由発生月の直近3か月の平均収入月額が収入基準額内であるかを確認して認定の可否を決定する。

(無収入となった場合の認定要件)

第10条 退職、事業の廃止等により無収入となった者を認定対象者とする申告があった場合は、組合は、組合員から提出された認定対象者の退職又は事業の廃止の事実の証明、並びに当該認定対象者の雇用保険の基本手当受給の有無、今後の就労の意向及び収入見込額等を勘案して認定の可否を決定する。

(共同扶養の場合の認定要件)

第11条 夫婦が共同して扶養している者を認定対象者とする申告があった場合は、原則として年収額の多い者を主たる扶養義務者とする。ただし、夫婦の年収額が同程度（夫婦の年収額の差が年収額の多い者の年収額の1割以内である場合に限る。）である場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者としてすることができる。

2 前項に規定する年収額とは、認定対象者に係る申告書が提出された日（以下「申告書提出日」という。）の属する年の前年分の収入額をいう。ただし、今後の収入見込額が大幅に変動する可能性がある場合については、申告書提出後、向こう1年間の収入見込額とする。

3 夫婦以外の者が共同で扶養している場合は、共同扶養者の年収額、扶養能力、扶養しなければならない経緯又は理由、同居の有無その他社会通念等を勘案し、組合が主たる扶養義務者を決定する。

(別居の場合の認定要件)

第12条 第2条第1項第1号に規定する者が組合員と別居している場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているときに限り、被扶養者として認定する。

(1) 認定対象者の収入額は、収入基準額内であって、かつ、組合員から認定対象者1人につき生活費として毎月1回以上、認定対象者の収入月額と同額以上を金融機関を経由し、送金元が組合員かつ送金先が認定対象者であることが確認できる方法で送金していること。ただし、認定対象者の収入月額が5万円未満の場合は、毎月5万円以上を送金していること。

(2) 認定対象者の収入を組合員が毎月、適切に把握すること。

(3) 認定対象者が扶養能力を有する扶養義務者と同居していないこと。

(4) 被扶養者認定後も、上記(1)から(3)に規定する要件に合致していること。

(被扶養者の認定)

第13条 組合は、第6条第1項に規定する認定対象者に係る申告書を審査した結果、被扶養者の要件を満たしていることが確認できる場合は、被扶養者として認定する。

(被扶養者の要件)

第14条 第8条から前条までの規定は、現に被扶養者として認定されている者についても準用する。この場合において、「認定対象者」とあるのは「被扶養者」と読み替えるものとする。

(認定の効力発生日)

第15条 被扶養者の認定の効力は、認定を受けべき事実（以下「認定事実」という。）が発生した日から生じるものとする。

2 組合員から被扶養者申告書が提出されたときの認定日の取扱いは、次の各号に定める。

- (1) 認定事実が発生した日から30日以内に申告書を組合が受理したときは、認定事実の発生日を被扶養者の認定日とする。
- (2) 認定事実が発生した日から30日を超えて申告書を組合が受理したときは、当該申告書を組合が受理した日を被扶養者の認定日とする。

(認定取消の効力発生日)

- 第16条 被扶養者の認定取消の効力は、被扶養者がその要件を欠くに至った事実（以下「取消事実」という。）の発生日をもって被扶養者の認定取消日とし、同日から認定取消の効力が生じるものとする。なお、取消事実について別表に定めがあるときは別表の各号に定める日を被扶養者の認定取消日とする。
- 2 被扶養者が組合員と別居し、第12条に規定する要件を満たさなくなったときは、別居した日の翌日で被扶養者の認定を取り消す。ただし、別居した日の属する月内に第12条に規定する要件をすべて満たしているときに限り、引き続き被扶養者として認定することができる。

(被扶養者の状況調査)

- 第17条 組合は、被扶養者の要件具備について疑義が生じた場合、随時に組合員に対して資料の提出を求め、質問をする等被扶養者の認定状況に関し必要な調査を行うことができる。
- 2 前項に規定する資料の提出又は回答を正当な理由なく拒否し、組合が更に期限を定めて当該書類等の提出又は回答を求め、それでもなお当該書類等を提出又は回答しない場合には、組合は当該組合員の被扶養者の要件は既に欠いているものとみなすことができる。

(被扶養者の資格確認)

- 第18条 組合は、年1回、被扶養者の資格確認（以下「資格確認」という。）を行うものとし、調査対象とする被扶養者（以下「調査対象者」という。）の範囲及び資格確認の実施時期は、本部長がその都度定め、組合のホームページ、広報誌又はその他の方法により組合員に周知する。
- 2 資格確認の対象となった組合員は、共済組合員調書（以下「調書」という。）に必要書類を添付し、定められた期限までに組合へ提出しなければならない。
 - 3 調書に添付する必要書類は、組合が必要と認める書類とし、資格確認の対象となった組合員に通知する。
 - 4 第1項から前項までの規定により調査の結果、被扶養者の要件を欠いている事実が判明した場合は、組合は、組合員に対し認定取消に必要な申告書、組合が必要と認める書類等の提出を求めるものとする。

(職権による被扶養者の認定取消)

- 第19条 組合は、被扶養者が次の各号の一に該当するときは、認定日に遡及して職権により被扶養者の認定を取り消す。
- (1) 組合員の虚偽の申告により要件を満たしていない被扶養者を認定した事実を確認したとき
 - (2) 被扶養者を認定後に当該被扶養者が認定日時時点で要件を満たしていない事実を確認したとき
- 2 組合は、次の各号の一に該当する場合は、取消事実の発生日に遡及して職権により被扶養者の認定を取り消すことができる。ただし、取消事実の発生日が明らかでないときは、組合員から提出された書類等により組合が相当と判定した日で職権により被扶養者の認定を取り消すことができる。
 - (1) 第4条に規定する被扶養者の申告を組合員が怠っていた事実が判明したとき
 - (2) 第17条第1項に規定する調査等により被扶養者の要件を欠いている事実が判明したとき
 - (3) 第17条第2項の規定により組合が被扶養者の要件を欠いているものとみなしたとき
 - (4) DV被害者の保護に関し、公的機関からの連絡等により被扶養者の要件を欠いている事実が判明し、組合が第17条の規定を準用し組合員へ必要な資料の提出を求めたが、組合員が資料の提出又は回答を正当な理由なく拒否した場合において、組合が被扶養者の認定を取り消すことが適切であると判断したとき
 - 3 組合は、第18条に規定する資格確認において調書及び必要書類を正当な理由なく提出しなかった組合員に対し、組合が更に期限を定めて当該書類等の提出又は回答を求め、それでもなお当該書類等を提出又は回答しないときは、当該組合員の被扶養者は既にその要件を欠いているものとみなし、職権により資格確認の調査対象期間の初日に遡及して被扶養者の認定を取り消すことができる。ただし、数年にわたり組合員が資格確認に必要な調書及び必要書類を正当な理由なく提出していないことが判明したときは、被扶養者の資格確認が完了しなかった期間の初日に遡及して被扶養者の認定を取り消すことができる。

4 組合は、第1項から前項までの規定により被扶養者の認定を取り消したときは、その旨を組合員に通知しなければならない。

(給付の求償)

第20条 組合は、第16条第1項及び第19条に規定する被扶養者の認定取消日以後に給付を行っているときは、その組合員に対して当該給付額を求償することができる。

(その他)

第21条 本基準により難い特別の事情がある場合は、組合が個別に定める。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(本基準の施行日の前日において既に認定されている被扶養者の取扱い)

2 施行日の前日において組合の被扶養者として認定されている者についても、施行日以降、本基準を適用する。
本基準の施行日以前から被扶養者がその要件を欠くに至った事実が判明し、組合より当該被扶養者の認定取消について被扶養者申告書、組合が求める必要書類等の提出に関して通知されている者については、第6条第1項、第7条、第17条及び第19条の規定を準用する。

	被扶養者の要件を欠くに至った事実	認定取消日
1	<ul style="list-style-type: none"> ・就職 ※通勤費及び手当を含む雇用条件が、月額108,334円以上となる職に就いたとき。 ※パート、アルバイト、研修、見習及び使用期間を含む。 	就職した日
2	<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合の組合員となったとき ・健康保険の被保険者となったとき ・船員保険の被保険者となったとき ・他の組合員の被扶養者となったとき ・他の被保険者の被扶養者となったとき 	各共済組合又は健康保険の資格取得日
3	<ul style="list-style-type: none"> ・収入が基準額以上となった 	雇用条件の変更日
	(1) 賃金や勤務日数等が変更され、月額又は年額の収入限度額以上となることが見込まれるとき	
	(2) 繁忙等により実情として勤務時間数が増加したことにより給与額が収入基準額以上となったとき	ア 連続する3か月の給与の月額が収入基準額以上となり、その状態が引続いているときは最初に月額の収入基準額以上となった日
	(3) 歩合制の給与のため結果として給与額が増加したことにより収入基準額以上となったとき	イ 連続する3か月の給与の月額が収入基準額以上となり、その状態が引続いていないときは、年額の収入基準額以上となった日
	(4) 自営業で、月々の収入(報酬)が明らかな職に従事しており、月々の収入が増加したことにより月額又は年額の収入が限度額以上となったとき 【例】販売業、不動産業、文筆業等	収入基準額以上となることが見込まれるに至った日(契約締結日等)
	(5) 収入の時期が一定でない職種(農業、漁業、飲食業等)に従事し、前年の収入が年額の収入基準額以上となったとき	ア 確定申告を行った日 イ 確定申告を行った日が不明、又は確定申告期限締切後に確定申告を行ったときは、確定申告期間の初日
	(6) 1つの事業所で勤務しながら、新たに他の事業所で就業を開始したことにより月額の収入基準額以上となることが見込まれるとき	新たに就業した事業所との雇用契約で示された採用日
	(7) 給与又は年金等の収入を得ながら、新たに別の収入が発生したことにより月額又は年額の収入基準額以上となったとき	ア 契約書又はそれに類する書面等で新たに発生する収入の金額が明白なときは、契約書又は書面等の作成日 イ 歩合制の給与等で収入の金額が明白でないときは、他の収入と合計した連続する3か月の収入の月額が限度額以上となり、その状態が引続いているときは最初に月額の収入基準額以上となった日、引続いていないときは年額の収入基準額以上となった日
(8) 株式の運用により収入基準額以上となったとき ※株式の取得に要した取得価額は必要経費とは認めず、取引総額の全額を被扶養者の収入とする。	ア 確定申告を行っているときは、確定申告を行った日 イ 確定申告を行っているが、行った日が不明、又は確定申告期限締切後に確定申告を行ったときは、確定申告期間の初日 ウ 確定申告を行っていないときは、売却額の総額が収入基準額以上となった日	

4	・開業 (1) 開業と同時に限度額以上の収入が見込まれるとき	開業日
	(2) 開業届提出日以降に期間をおいて収入が発生したとき	開店（開設）した日
	(3) 開業後、収入に変動があるとき	ア 確定申告を行っているときは、確定申告を行った日 イ 確定申告を行っているが、行った日が不明、又は確定申告期限締切後に確定申告を行ったときは、確定申告期間の初日
5	・公的年金（老齢・障害・遺族・企業） (1) 支給開始により収入基準額以上となるとき	年金証書又は支給決定通知書の発行日
	(2) 支給額が増額され収入基準額以上となるとき	支給決定通知書又は年金額改定通知書の発行日
	(3) 年金を受給しながら新たに別の年金が支給されることにより収入基準額以上となるとき	新たに支給が開始される年金の年金証書又は支給決定通知書の発行日
6	・個人年金等 (公的年金以外の年金保険金の支給開始)	年金証書又は支給決定通知書の発行日
7	・雇用保険法に基づく失業給付金の支給開始	ア 基本手当日額が3,612円以上となるときは、当該失業給付金の支給開始期間の初日 イ 失業給付金以外の収入の合計額を360で除した日額と失業給付金の基本手当日額の合計が3,612円以上となるときは、3,612円以上となった日 ウ 被扶養者が障害を支給事由とする年金を受給しているとき又は被扶養者が60歳以上で公的年金を受給しているときは、上記アに該当するときは基本手当日額が5,000円以上となる失業給付金の支給開始期間の初日、上記イに該当するときは日額が5,000円以上となった日
8	・健康保険法等に基づく傷病手当金の支給開始	ア 支給される傷病手当金の平均月額が108,334円以上かつ日額が3,612円以上となるときは、当該傷病手当金の支給開始期間の初日 イ 被扶養者が障害を支給事由とする年金を受給しているとき又は被扶養者が60歳以上で公的年金を受給しているときは、平均月額が150,000円以上かつ日額が5,000円以上となる当該傷病手当金の支給開始期間の初日
9	・扶養替 (1) 夫婦の収入が逆転したことによる扶養替	組合員と共同扶養者である配偶者の収入が逆転したことを確認した日
	(2) 離婚による扶養替	ア 離婚日まで同居していたときは、離婚日の翌日 イ 離婚日より前に別居し、別居日以降に組合員から被扶養者へ被扶養者の収入額以上の送金がされておらず、生計維持関係が確認できないときは、別居した日の翌日 ウ 離婚日より前に別居し、別居日以降に組合員から被扶養者へ被扶養者の収入額以上を送金し生計維持関係が確認できるときは、離婚日の翌日又は最後に送金した日の属する月の翌月の初日であり日付が早い方

10	・離婚	ア 離婚した日の翌日 イ 調停により離婚が成立したときは、調停成立日の翌日
11	・養子縁組の解消	養子縁組を解消した日の翌日
12	・別居	別居した日の翌日
13	・自立（生計維持関係の解消）	ア 組合員と被扶養者が同居しているときは、生計維持関係が解消された日 イ 組合員と被扶養者が別居しているときは、最後に送金した日の属する月の翌月の初日 ウ 被扶養者が留学又は海外へ滞在する目的で出国したときは、出国した日の翌日
14	・結婚	被扶養者が結婚した日
15	・高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条の規定による後期高齢者の被保険者となったとき	後期高齢者医療の被保険者となった日
16	・死亡	死亡した日の翌日
17	・大学院の研究奨励金の支給開始	支給開始日
18	・司法修習生に採用	修習専念資金の支給開始日
19	・遺産相続により恒常的収入が発生するとき（不動産収入の発生等）	ア 遺産分割協議書が作成された後の当該収入の振込を受けたときは、遺産分割協議書の作成日 イ 遺産分割協議書の作成される前に当該収入の振込を受けたとき、又は遺産分割協議が行われなかったときは、当該収入の振込を受けた日 ウ 不動産等の名義を変更した後に当該収入の振込を受けたときは、名義変更の届出日
20	・生活保護開始の決定を受けたとき	ア 生活扶助、教育扶助、住宅扶助等の支給総額が月額 108,334 円以上となるときは、保護決定の通知書に記載の決定日 イ 生活扶助、教育扶助、住宅扶助等の支給総額が月額 108,334 円未満であっても、医療扶助の決定がなされたときは、保護決定の通知書に記載の決定日 ウ 医療扶助のみ支給が決定されたときは、保護決定の通知書に記載の決定日
21	・国内居住要件に該当しなくなったとき	国家公務員共済組合法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する被扶養者の要件に該当しなくなった日